

仕 様 書

名 称	コンテナトレーラオープン券
作成年月日	令和5年3月10日
作成部隊	西部方面総監部装備部後方運用課輸送班 3等陸佐 熊野 健

1 適用範囲

本仕様書は、九州・沖縄県内（離島含む。）において、コンテナトレーラオープン券を使用したコンテナトレーラの借用について適用する。

2 用語の定義

- (1) コンテナトレーラとは、12ftコンテナ及び20ftコンテナが積載でき、かつ国土交通省の自動車有償貸渡業の許可を受けた「わ」ナンバーの車両をいう。

3 細部内容

(1) コンテナトレーラオープン券の使用

ア 数 量

80枚

イ コンテナトレーラオープン券1枚に含まれる料金

- (ア) コンテナトレーラ1日（24時間）借用する際の料金を含むものとする。（保険料などを含む。）

- (イ) やむを得ず、キャンセルする場合のキャンセル料金も含むものとする。

ウ 有効期間

各券の使用対象期間は、令和5年4月1日（土）以降から令和6年3月までの間を対象とする。

(2) 業務要領

ア 官側がコンテナトレーラを必要とする場合、必要となる1日前までに業者側に必要な情報をメールにて送信し、依頼する。

イ 但し、緊急の場合には、電話等の手段により必要な情報を伝達した上でコンテナトレーラの借用を依頼できるものとする。

4 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項で、調整等を必要とする場合には、別途官側と調整するものとする。

- (2) やむを得ない事情により、有効期限内にコンテナトレーラオープン券を使用できない場合には、別途協議により使用要領を決定する。